

序章 目的等

1. 背景

我が国では、世界に例をみない高齢化の進展により、平成 27 年（2015 年）には、国民の 4 人に 1 人が 65 才以上の高齢者となる本格的な高齢化社会を迎えるものと予測されています。

本町でも、平成 12 年には全人口に占める 65 才以上の老年人口の割合が、14.0%に達しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

また、「ノーマライゼーション」という理念が社会へ浸透してきたことから、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるように配慮することが強く求められています。

このため、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。これまで主に障害が無い人を主体に行われてきた都市施設等の改善など、まちづくりにおける交通バリアフリー化を、町民、事業者、行政等すべての人々が協力して積極的に向け取り組む必要性が高まっています。

2. 目的

本町では、これまでも様々な事業を実施するなかで、バリアフリーに対応した施策を導入してきました。しかしながら、交通環境のバリアフリー化には、未だ多くの課題が残されています。

こうした社会情勢の中で、平成 12 年に、高齢者、身体障害者などを含め、全ての人の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を促進するために施行された「高齢者、身体障害者全ての人の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。

今回の調査の目的は、この法律に基づき、従来の福祉施策に加え、特に公共交通機関を利用し移動を円滑にするための基本構想を策定することにあります。

この藤代町交通バリアフリー基本構想では、町民、事業者、行政等すべての人が協力して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を積極的に、そして連続性を確保しながら促進させ、

「すべての人にやさしく、暮らしやすいまちにするための交通環境づくり」をめざします。

障害がある人もない人も、子供も高齢者も、女性も男性も、すべての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分の生き方ができる社会の実現を目指す考え方。

3 . 目標年次

本構想は、国の施策との整合を図る意味から平成 22 年（2010 年）時点でのある程度の成果を目指しますが、目標年次については、概ね 10 年後の平成 27 年（2015 年）とします。

4 . 基本構想の位置付け

基本構想は、町が作成主体となって、利用者や関係機関との協議などを経て策定を進め、基本構想が策定された場合、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等は、この基本構想に即して連携して事業を実施することとされています。

すなわち、基本構想という制度の画期的な点は、住民に最も身近な行政である町が、関係機関などの協力を得ながら、交通環境のバリアフリー化を一体的に進めることができる「仕組み」を法律上の制度として設けたことにあり、個性に応じた「まちづくり」を進めていくうえで大きな意義を有しています。

従って、この基本構想は、誰もが自由に「出かける」ことができるバリアフリーな交通環境の実現を進め、ひいては「ノーマライゼーション社会」を実現するための役割を担っています。